

工事一時中止等に係る ガイドライン

令和7年12月

新潟市

目 次

1 ガイドライン策定の背景	・ ・ ・ ・ 1
2 工事一時中止に係る基本フロー	・ ・ ・ ・ 2
3 発注者の中止指示義務	・ ・ ・ ・ 3
4 工事を中止すべき場合	・ ・ ・ ・ 4
5 中止の指示・通知	・ ・ ・ ・ 5
6 計画書の作成	
(1) 基本計画書の作成	・ ・ ・ ・ 6
(2) 工期短縮計画書の作成	・ ・ ・ ・ 7
7 請負代金額又は工期の変更	・ ・ ・ ・ 8
8 増加費用の積算方法	
(1) 工期延長等に伴う増加費用	・ ・ ・ ・ 9
(2) 増加費用の考え方	・ ・ ・ 10
(2)-1 契約後準備工着手前に工期延長等した場合	・ ・ ・ 11
(2)-2 準備工期間に工期延長等をした場合	・ ・ ・ 12
(2)-3 本工事施工中に工期延長等をした場合	・ ・ ・ 13
(2)-4 工期短縮を行った場合	・ ・ ・ 14
(3) 増加費用の構成	・ ・ ・ 15
(4) 増加費用の算定	・ ・ ・ 16
(5) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)	・ ・ ・ 17
(6) 工事一時中止の区分の違い	・ ・ ・ 21
(7) 中止時期と増加費用の範囲	・ ・ ・ 23
(8) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例(3ヶ月超え)	・ ・ ・ 24
9 参考資料	・ ・ ・ 30

1 ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議等、すぐに着手を出来る準備を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

- 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

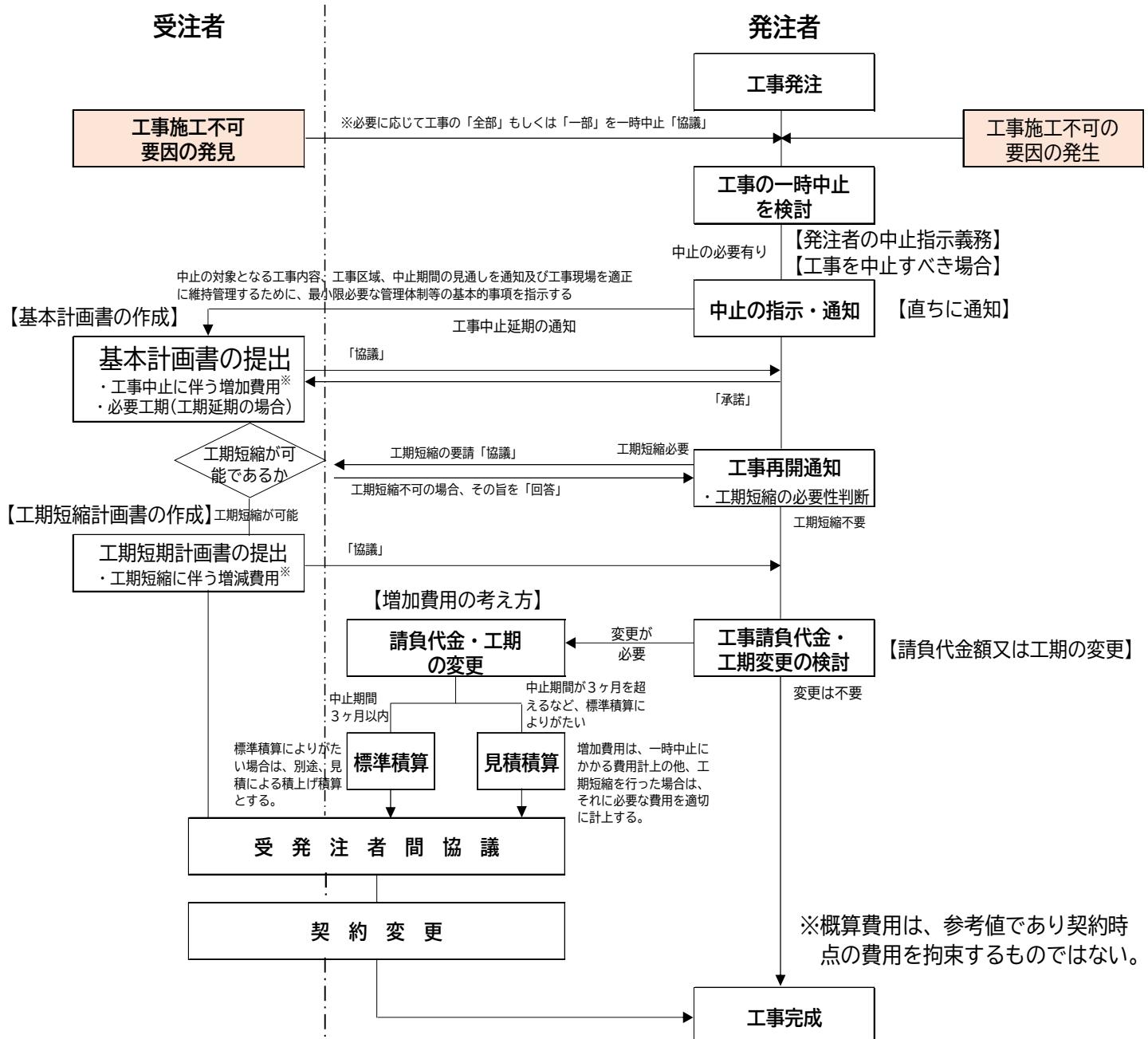
- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や、工事の施工途中で受注者の責に帰すことができない事由等により、施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

- 発注者は、受注者の責に帰すことができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止等の手続きを適正かつ円滑にすすめるため、ガイドラインを策定するものである。

2 工事一時中止に係る基本フロー



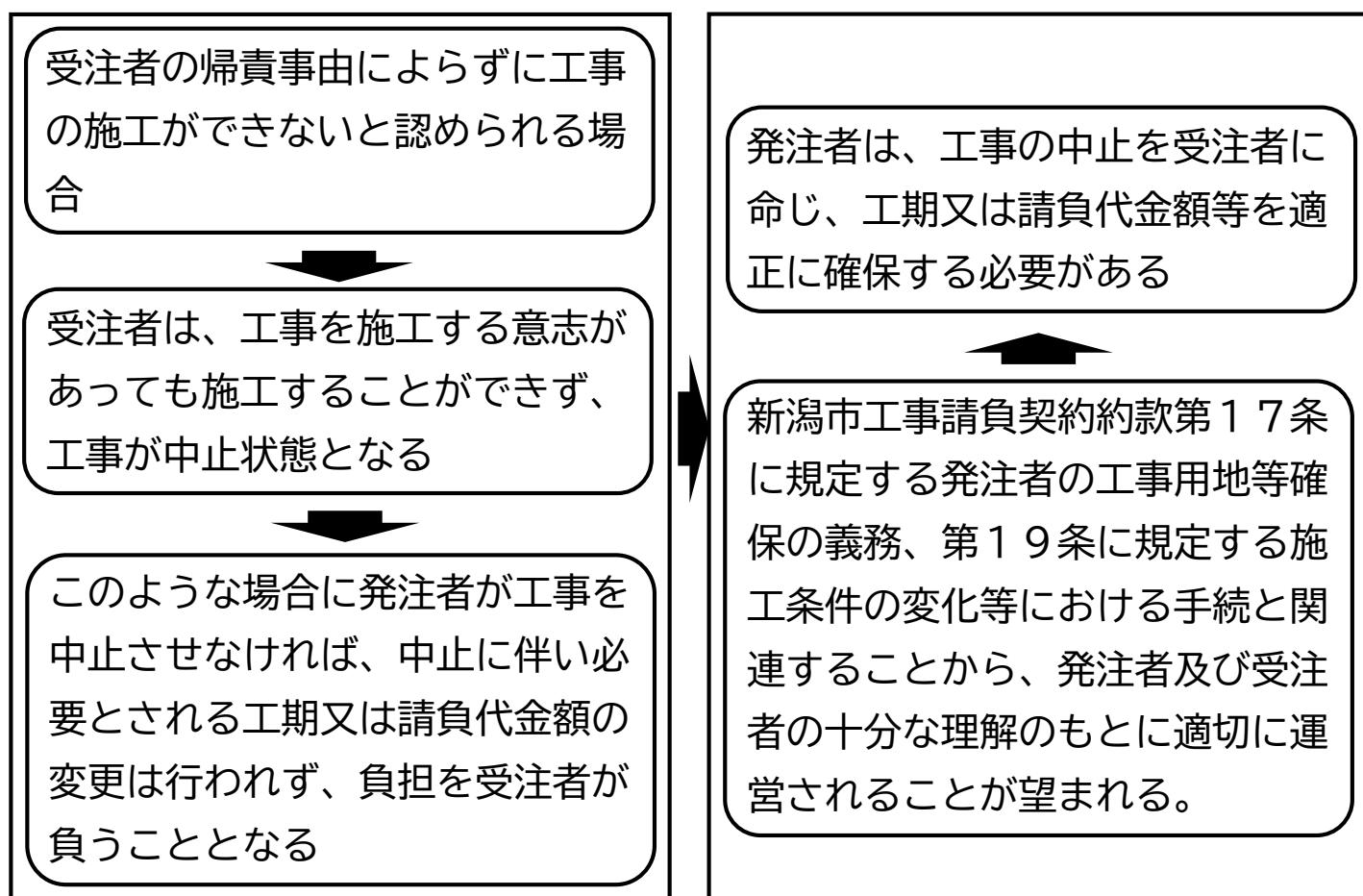
3 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

【新潟市工事請負契約約款第21条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考え方とする。

※主たる部分以外であっても、工事が施工できないと認められる場合には、中止を命じる必要がある。



注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、新潟市工事請負契約約款（受注者の催告によらない解除権）第50条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【新潟市工事請負契約約款第21条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（新潟市工事請負契約約款第17条）

施工できない場合

○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（新潟市工事請負契約約款第19条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



○「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

※自然的または人為的な事象による工事の中止については、新潟市土木工事共通仕様書1-1-1-51臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

5 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。
【新潟市工事請負契約約款第21条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

■発注者の中止権

- ・発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができます。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断による。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

■受注者による中止事案の確認請求

- ・受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

■工事の中止期間

- ・受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ・このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間をするか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ・そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ・このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 計画書の作成

(1) 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。

【新潟市土木工事共通仕様書1-1-1-17】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

- ・指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

(概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。)

■記載内容(例)

- ・基本計画書作成の目的
- ・中止時点における工種の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ・中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること
- ・中止した工事現場の管理責任に関すること
- ・工事再開に向けた方策
※受注者の責に帰することができない工期延期が必要な場合は、必要工期も記載。
- ・基本計画書に変更が生じた場合の手続き
- ・工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠(増加費用の計上が必要な場合)

■受注者の管理責任

- ・中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

6 計画書の作成

(2) 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

■記載内容

- ・工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関するここと
- ・工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関するここと
- ・工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

■工期の変更

- ・受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に基づいて施工し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ・工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

7 請負代金額又は工期の変更

◆発注者は、工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更しなければならない。

【新潟市工事請負契約約款第21条】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ・中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



■請負代金額の変更

- ・発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- ・増加費用
 - ✓工事用地等を確保しなかった場合
 - ✓暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- ・損害の負担
 - ✓発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ✓事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

■工期の変更

- ・工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ・地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
- ・このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度を跨ぎ予算の繰越手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

8 増加費用の積算方法

(1) 工期延長等に伴う追加費用

- ◆受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止(以下「工期延長等」という。)をした場合の増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書(中止の場合は、受注者が作成した基本計画書)に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- ◆工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

- ・中止の場合の増加費用の算定は、受注者が作成した基本計画書に基づき費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うこととなるため、基本計画書の作成にあたっては、原則、工事現場の維持等を行う前に、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないように協議を行うこと。(緊急を要する場合など、やむを得ず工事現場の維持等を実施する前に協議を行うことが出来なかった場合にも、後日遅滞なく協議を行うこと。)
- ・基本計画書に記載した工事現場の維持等の計画に変更が生じる場合は、増加費用の算定にも影響することが考えられるため、受注者は必要に応じて変更計画書を作成し、速やかに受発注者間で協議を行うこと。
- ・工事請負契約約款第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事については、対象外となる。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- ・増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ・増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

8 増加費用の積算方法

(2) 増加費用の考え方

- ◆増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があつた場合に適用し、増加費用として積算する範囲は下記のとおりとする。
- ◆増加費用として積算する範囲は、「工事現場の維持に要する費用」、「工事体制の縮小に要する費用」、「工事の再開準備に要する費用」、「中止により工期延期となる場合の費用」、「工期短縮を行った場合の費用」とする。

①工事現場の維持に要する費用

- ・工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員(専門職種を含む。以下同じ。)を保持するために必要とされる費用等。
- ・工期延長等に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用。

②工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等。

③工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等。

④中止により工期延期となる場合の費用

- ・工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等。

⑤工期短縮を行った場合の費用

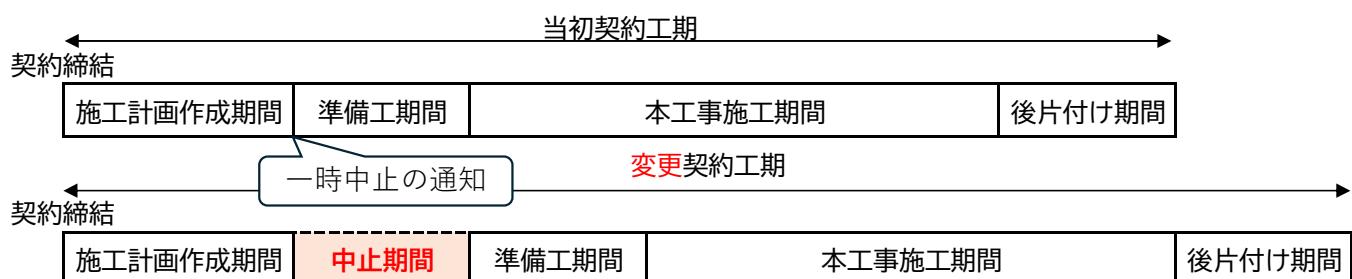
- ・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

8 増加費用の積算方法

(2) 増加費用の考え方

(2)-1 契約後準備工着手前に工期延長等した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



■基本計画書の作成

- ・新潟市工事請負契約約款（工事用地の確保等）第17条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
⇒ 「6 計画書の作成」を参照

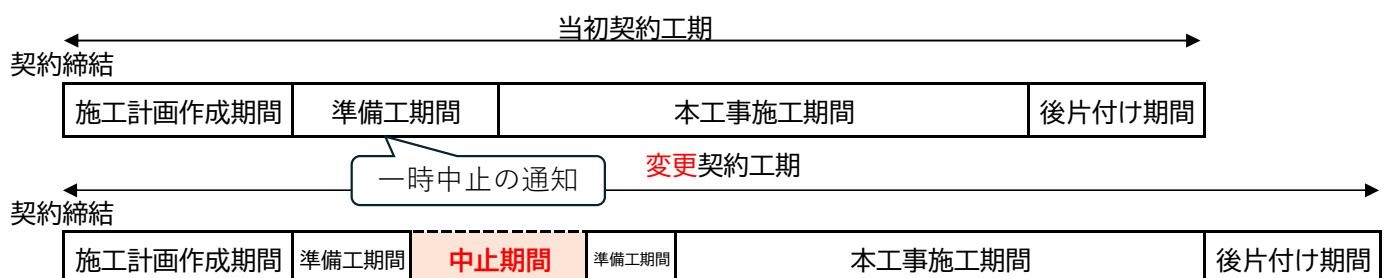
■増加費用

- ・工期延長等に伴う費用の増加は、原則として計上しない。
ただし、やむを得ず技術者等の配置に要する増加費用が発生する場合は、受発注者が協議して決定する。

8 増加費用の積算方法

(2)-2 準備工期間に工期延長等をした場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後において、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



■基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し承諾を得る。 ⇒ 「6 計画書の作成」を参照

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない

■増加費用

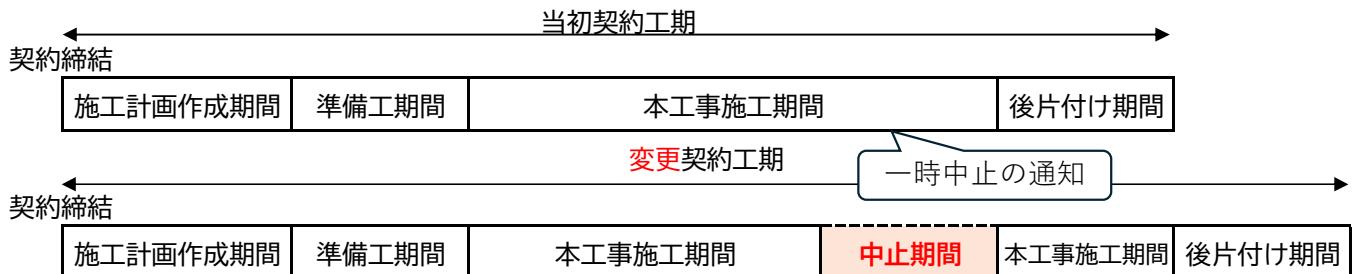
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当。ただし、技術者にあっては非専任期間、現場代理人にあっては非常駐期間に係るものを除く。）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

※積算は受注者から見積を求め行う。

8 増加費用の積算方法

(2)-3 本工事施工中に工期延長等をした場合

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事



■基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し承諾を得る。 ⇒「6 計画書の作成」を参照

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない

■増加費用

- 増加費用は、運搬費（現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出・再搬入に要する費用）、安全費（工事看板の損料）、役務費（仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用など）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当。ただし、技術者にあっては非専任期間、現場代理人にあっては非常駐期間に係るものと除く。）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

※積算は受注者から見積を求め行う。

8 増加費用の積算方法

(2)-4 工期短縮を行った場合

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの → 【増加費用を見込む】

(例)・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの → 【増加費用を見込まない】

(例)・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの

→ 【増加費用を見込む】

(例)・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、工事請負契約書第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

・パーティ一数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

・その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

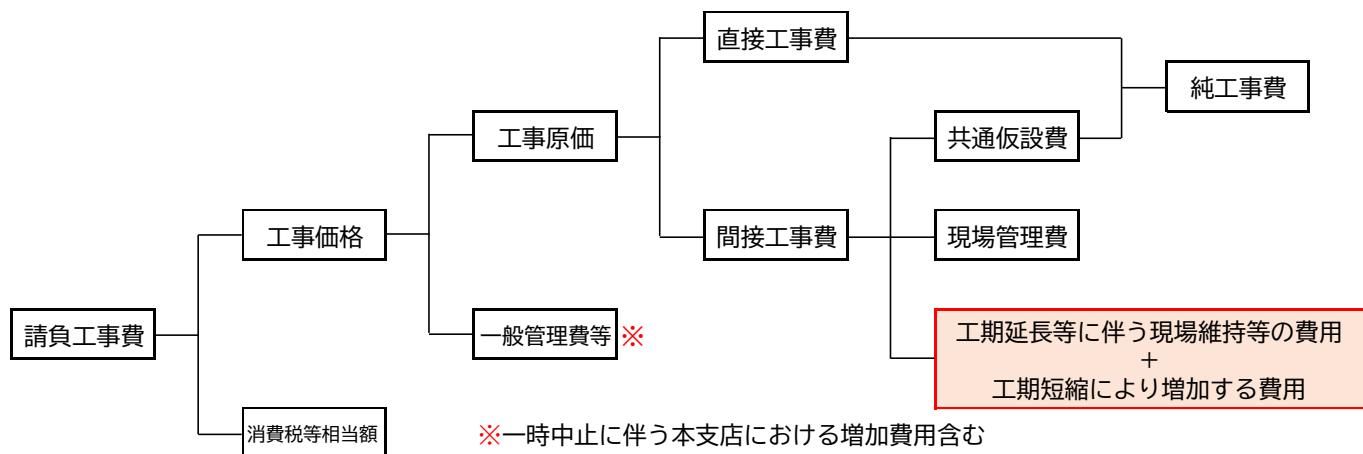
■工期短縮計画書の作成

・受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する計画書を作成し、発注者と協議を行う。⇒「6 計画書の作成」を参照

8 増加費用の積算方法

(3) 増加費用の構成

- ◆工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◆ただし、工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。



■増加費用の設計書における取扱い

- ・増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別計上する。
- ・ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

8 増加費用の積算方法

(4) 増加費用の算定

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内※は積算基準に基づく標準積算により算定するものとする。

また、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算により難い場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

※ 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度まであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。見積を求める場合、工期延長等の期間全体にかかる見積（例えば工期延長等の期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

- 同一工事内で複数回の一時中止を行った場合は各中止期間の長さに応じて算出した額の合計とする。

(例)

2ヶ月一時中止し、工事再開後、4ヶ月一時中止した場合



2ヶ月分の標準積算と4ヶ月分の積上げ積算を個別に行い、合計額を計上する

8 増加費用の積算方法

(5) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)

◆標準積算により算定する場合、一時中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。



○: 積上げ項目

※: 率計上項目

8 増加費用の積算方法

■増加費用の費目に係る積算の内訳（1/3）

i) 現場における増加費用【積上げ又は率により計上】

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものと除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延期等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

8 増加費用の積算方法

■増加費用の費目に係る積算の内訳（2/3）

ヘ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

- ② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは、受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは、受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

- ② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

8 増加費用の積算方法

■増加費用の費目に係る積算の内訳（3/3）

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延期となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。

なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

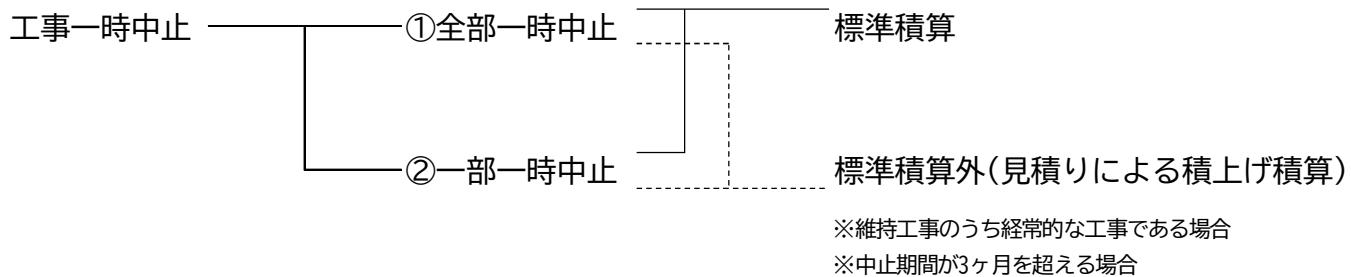
iii) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

8 増加費用の積算方法

(6) 工事一時中止の区分の違い

- ◆契約約款(第21条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。
- ◆工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(全部一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。



- ・一部一時中止の場合においても、中止期間中の工事現場の維持・管理が必要であったり、その中止が全体工程に影響を及ぼす場合は、請負金額及び工期の変更を行う。

区分	全部一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分（中止の通知の際に図面で明示）
現場代理人の常駐	工事を全面的に一時中止している期間は原則として常駐を要しない	工事施工期間は常駐が必要
主任技術者又は監理技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は原則として専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 (契約約款第50条)	中止期間が工期の2分の1、または6月を超えるとき	中止部分を除いた部分が完了した後、3月を経過しても、中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期延長することが考えられる	中止に伴う影響期間分について工期延期する

8 増加費用の積算方法

■全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い

区分	中止期間が3ヶ月以内の場合 ⇒標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 ⇒全て積上げ積算
(工事全体の一時中止)	<ul style="list-style-type: none"> 率計上項目は、標準積算(率計上)とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間：N」を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
一部一時中止	<p>①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。 (社員等給与、現場事務所費用等)</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間：N'」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等)</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等)</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

8 増加費用の積算方法

(7) 中止時期と増加費用の範囲

		中止の時期		
中止期間	契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 契約締結後において、現場事務所・工事看板を設置し、測量等を行う本工事施工前の期間	本工事施工中	
	~3ヶ月以内	<p>原則、増加費用は計上しない</p> <p>※全部中止の場合は現場代理人の常駐の免除、技術者等の専任の免除</p> <p>※中止期間が工期の2分の1又は6月を超えた場合等は契約の解除権が発生</p>	<p>積上げ積算</p> <p>※見積書等により受発注者協議</p> <p>【積算例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 <p>等</p>	<p>標準積算、または、積上げ積算</p> <p>注1) 全部中止の場合に適用(一部一時中止より工期延期になった場合等を含む)</p> <p>注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ</p>
	3ヶ月を超える			<p>積上げ積算</p> <p>※見積書等により受発注者協議</p>

8 増加費用の積算方法

(8) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例(3ヶ月を超える場合)

■工事概要および対応フロー

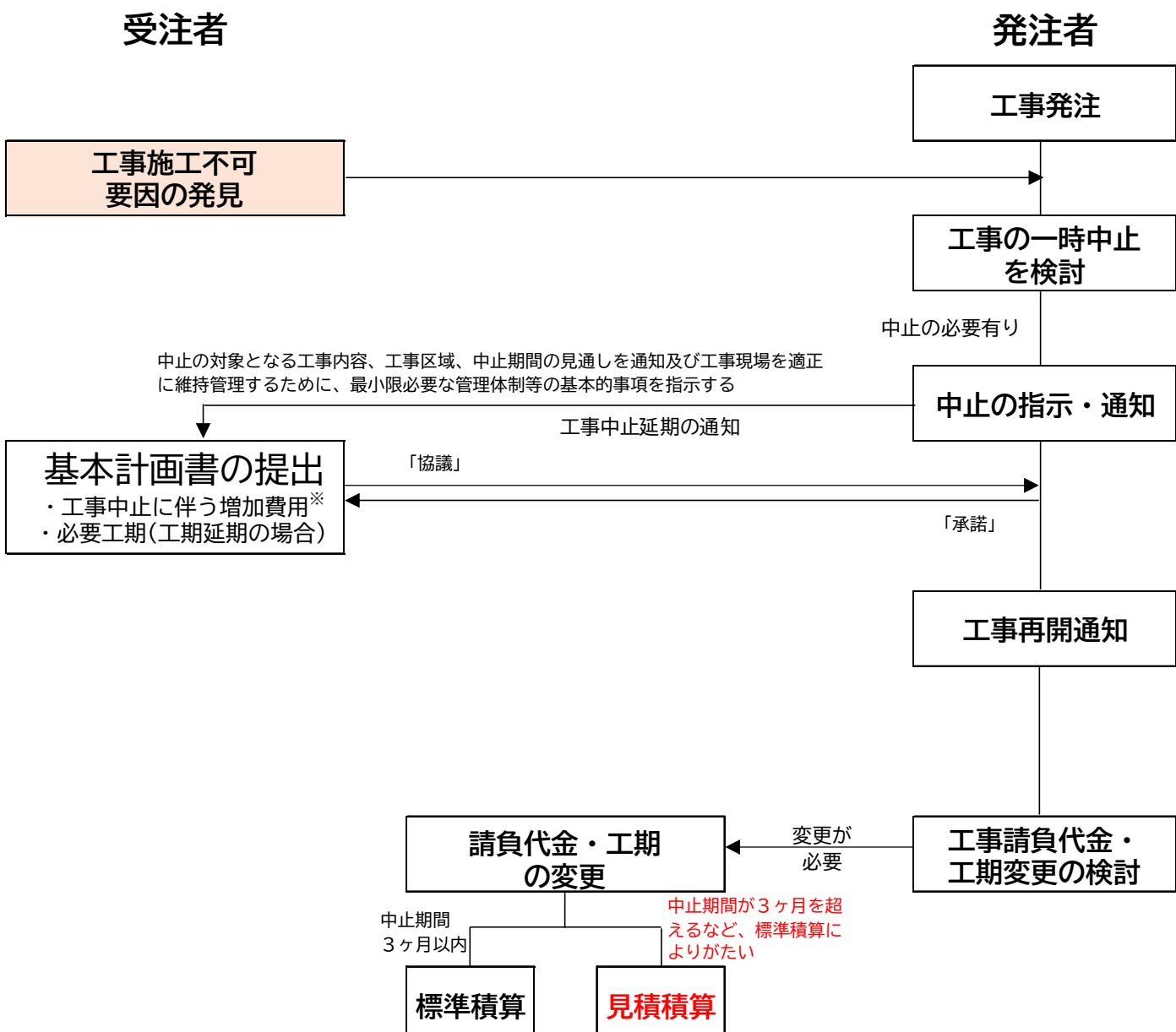
工 事 名：〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇〇日間)

当初契約金額：¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等
に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇〇日間)



8 増加費用の積算方法

■基本計画書の作成例（準備工期間中に工事中止）

<p>○○○電線共同溝工事</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本計画書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>○○○株式会社 〇〇支店</p>	<p style="text-align: right;">目 次</p> <table><tr><td>1. 工事概要</td><td>1</td></tr><tr><td>2. 中止期間中の業務</td><td>2</td></tr><tr><td>3. 中止期間中の職員体制</td><td>3</td></tr><tr><td>4. 現場組織表</td><td>4</td></tr><tr><td>5. 安全衛生管理組織表</td><td>5</td></tr><tr><td>6. 緊急時の体制及び対応</td><td>6</td></tr><tr><td>　　地震発生時</td><td>7</td></tr><tr><td>　　台風発生時</td><td>8</td></tr><tr><td>　　緊急連絡体制</td><td>9</td></tr><tr><td>　　災害対策本部組織図</td><td>10</td></tr><tr><td>　　緊急資材一覧表</td><td>11</td></tr></table>	1. 工事概要	1	2. 中止期間中の業務	2	3. 中止期間中の職員体制	3	4. 現場組織表	4	5. 安全衛生管理組織表	5	6. 緊急時の体制及び対応	6	地震発生時	7	台風発生時	8	緊急連絡体制	9	災害対策本部組織図	10	緊急資材一覧表	11
1. 工事概要	1																						
2. 中止期間中の業務	2																						
3. 中止期間中の職員体制	3																						
4. 現場組織表	4																						
5. 安全衛生管理組織表	5																						
6. 緊急時の体制及び対応	6																						
地震発生時	7																						
台風発生時	8																						
緊急連絡体制	9																						
災害対策本部組織図	10																						
緊急資材一覧表	11																						
<p>2. 中止期間中の業務</p> <p>1) 現場点検の実施 一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、○○○事務所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。</p> <p>2) 緊急時の対応 震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。</p> <p>3) 中止期間中の実施作業 中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・現地調査 工事区内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。・試掘の立会 企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。・施工計画書の作成 現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。・道路調整会議の出席・道路工事等協議書の作成 現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。	<p>3. 中止期間中の体制</p> <p>中止期間中の体制は以下のとおりです。 <u>現場代理人</u>・常駐 <u>監理技術者</u>・非専任</p> <p>施工担当者・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、○○○事務所と協議のうえ、社員を増員します。</p> <p>また、別紙現場組織表、安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px;">現場作業が無い、又は、 非専任の場合は、給与等の請求はできない。</p>																						

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増加費用の基礎資料

8 増加費用の積算方法

■増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り						
工事名	○○○○○○工事					
工事場所	自) ○○県○○市○○					
	至) ○○県○○市○○					
当初工期	自) 令和○○年○○月○○日 至) 令和○○年○○月○○日 (○○○日間)	一時中止期間		自) 令和○○年○○月○○日 至) 令和○○年○○月○○日 (○○○日間)		
当初契約金額	¥○○○, ○○○, ○○○	税抜契約金額	¥○○○, ○○○, ○○○			
增加金額	¥ 3, 629, 624	税抜増加金額	¥ 3, 456, 785			
○○○○株式会社 ○○支店						

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り						
工事名 ○○○○○○工事						
項目	規格	単位	数量	単価	金額	適用
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3, 456, 785	
(1) 現場管理費		式	1		3, 456, 785	
・従業員給料手当		式	1		3, 094, 485	
現場代理人		月	4.3	506, 809	2, 179, 279	資料1
監理技術者		月	1.3	704, 005	915, 207	資料1
・福利厚生費		式	1		35, 498	資料2
・事務用品費		式	1		50, 935	資料2
・通信交通費		式	1		112, 835	資料2
・現場事務所費			1		163, 032	資料2
計					3, 456, 785	

・見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出(提示)が必要

(例) 妥当性を確認する証明書類の例

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 現場代理人等の給料について | (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について |
| ① 当該現場での作業内容 | ① 経費別支払調書 |
| ② 給与等の内訳書 | ② 事務用品の証明書類の提出 |
| ③ 給与明細等の資料 | ③ 経費支払い集計調書 |

・妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

8 増加費用の積算方法

■増加費用の見積根拠資料例

(1) 現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業内容
○年 ○月	1	金	工事の一時中止指示
	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査（現地測量）
	5	火	現地調査（現地測量）
	6	水	現地調査（現地測量）
	7	木	現地調査（現地測量）
	8	金	現地調査（現地測量）
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査（現地測量）
	12	火	現地調査（現地測量）
	13	水	現地調査（支障物等の確認）
	14	木	現地調査（支障物等の確認）
	15	金	現地調査（支障物等の確認）
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査（支障物等の確認）
	19	火	現地調査（支障物等の確認）
	20	水	現地調査（支障物等の確認）
	21	木	現地調査（試掘の立会）
	22	金	現地調査（試掘の立会）
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認（現地照査）
	26	火	特殊部位置の確認（現地照査）
	27	水	道路調整会議（占用企業者）
	28	木	現地調査（試掘の立会）
	29	金	特殊部位置の確認（現地照査）
	30	土	
	31	日	

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。

工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

③給与明細等の資料 ※個人情報のため提示のみ (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

8 増加費用の積算方法

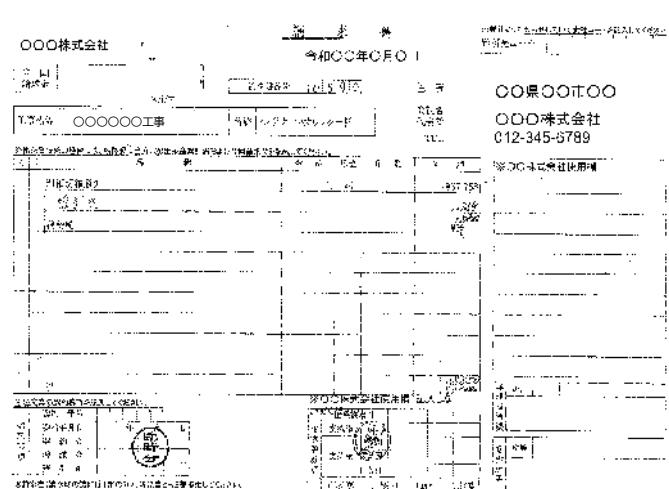
■増加費用の見積根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書(令和〇〇年〇月分)

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇株	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇株	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)



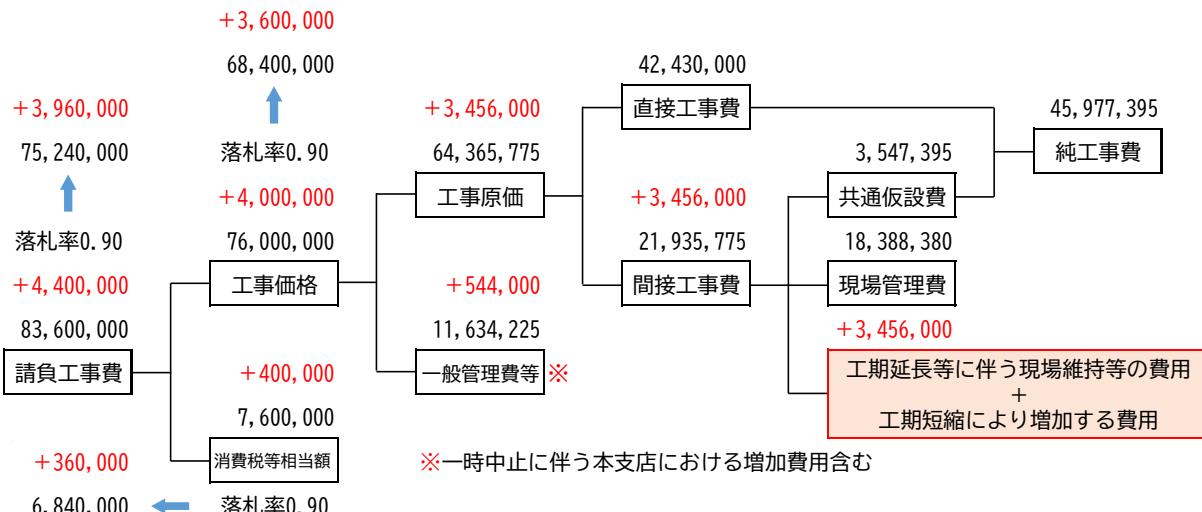
③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

8 増加費用の積算方法

■增加費用の計算例

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



** 費事工本 ** 表訳内

費目・工種・施工名稱・管理費区分		不	不	本工事費	不	不	門別八段	
		数	量	単位	単	価	金額	備考
** 本工事費 **							X1000	
共同溝							42,430,000	
							42,430,000	
開削掘削								
0 省略		10,000		m3	4,243		42,430,000	
直接工事費							42,430,000	
							42,430,000	
共通仮設費 (率%)	A*((B+F)*L) 対象額——A= 42,430,000 率——B= 0.○○○○			地域補正率F=0.○○○○			3,547,395	
				休日補正率L=0.○○○○			3,547,395	
共通仮設費計							3,547,395	
							3,547,395	
純工事費							45,977,000	
							45,977,000	
現場管理費 (率%)	A*((B+F)*L) 対象額——A= 45,977,000 率——B= 0.○○○○			地域補正率F=0.○○○○			18,388,000	
				休日補正率L=0.○○○○			18,388,000	
現場管理費計							64,365,000	
							64,365,000	
工事中止現場維持費							0	Z0019
							3,456,000	
工期の延長等に伴う増加費		—			—		—	YZ0000000044
0 省略							3,456,000	
工期延長等に伴う現場維持費		—			—		—	
0 省略		1		式	3,456,000		3,456,000	
工事原価							64,365,000	
							67,821,000	
工事原価計							64,365,000	
							67,821,000	
一般管理費等	A*(B+H) 対象額——A= 67,821,000 率——B= 0.○○○○			前払補正率H=0.○○○○			11,607,000	
							12,151,000	
契約保証費	前世代契約保証費を計上 対象額——A= 67,821,000 率——B= 0.○○○○						28,000	
				限度額 I=0.○○○○			28,000	
一般管理費等計							11,635,000	
							12,179,000	
工事価格							76,000,000	
							80,000,000	
消費税相当額	A+B 対象額——A= 80,000,000 率——B= 0.1000						7,600,000	
							8,000,000	
工事費							83,600,000	
							88,000,000	

9 参考資料

■基本計画書（参考様式）

（発注者名）様	令和〇〇年〇〇月〇〇日
受注者 住 所 氏 名	
工事の一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に に関する基本計画書について（提出）	
令和 年 月 日付け 第 号で工事一時中止のあった下記の工事に ついて、別紙のとおり基本計画書を提出します。	
記	
1. 工 事 名 :	
2. 現契約工期：令和 年 月 日～令和 年 月 日	
3. 中止期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4. 中止に関わる概算費用 ○〇,〇〇〇円（参考値）	

別紙

工事の一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書

1. 基本計画書作成の目的
2. 中止時点における確認内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
3. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
4. 中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること
5. 中止した工事現場の管理責任に関すること
6. 工事再開に向けた方策
※受注者の責に帰することができない工期延期が必要な場合は、必要工期
も記載。
7. 基本計画書に変更が生じた場合の手続き
8. 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠（増加費用の計上が必要な場合）

9 参考資料

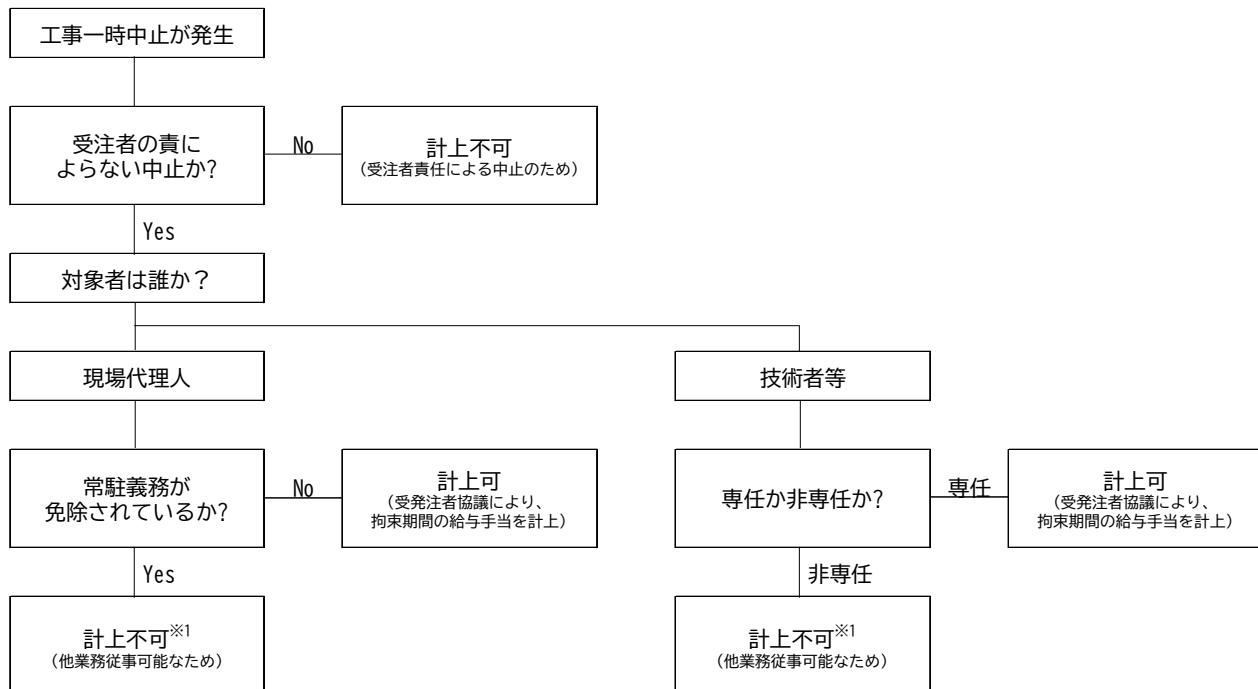
■工期短縮計画書（参考様式）

（ 発注者名 ） 様	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者 住 所 氏 名
工事の一時中止に伴う工期短縮計画書について（提出）	
下記工事に対する令和 年 月 日付けの協議については工期短縮が 可能なため、別紙のとおり工期短縮計画書を提出します。	
記	
1. 工 事 名 :	
2. 現契約工期：令和 年 月 日～令和 年 月 日	
3. 中止期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日	

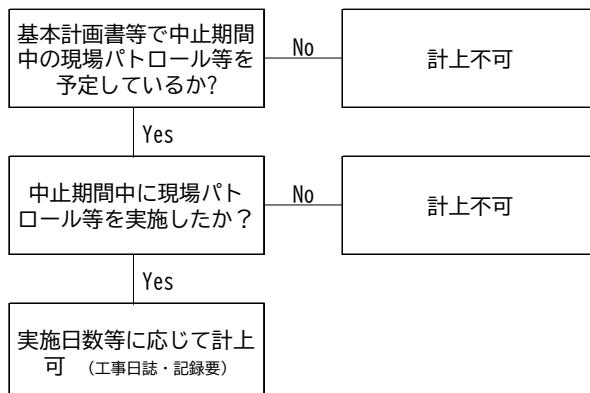
別紙
工事の一時中止に伴う工期短縮計画書
1. 工期短縮計画
(1) 施工内容
(2) 施工体制
(3) 計画工程
(4) 安全衛生計画等
2. 工期短縮のために実施する施工内容の必要性※
※契約金額が増加する場合、増加費用及び明確な算定根拠も記載する。

9 参考資料

■工事一時中止に伴う現場代理人等の給与手当の計上フロー(案)



※1 計上不可の場合において、現場パトロール等に従事する場合



9 参考資料

■工事打合せ簿（確認書）（例）

工事打合せ簿（確認書）			
打合せ内容を下記のとおり確認する。			
工事名 ○○○○	工事	受注者 株○○○○建設	
発議者	発注者・受注者	発議年月日	令和〇年〇月〇日
発議事項	指示・協議・通知・承諾・報告・その他（ ）		
発議内容：	発議結果：		
工事一時中止に伴う現場常駐義務等の免除について			
別紙のとおり			
処理	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他（ ）します。	
回答	受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他（ ）します。	

工事一時中止に伴う現場常駐義務等の免除について				別紙
標記工事の一時中止に関して、現場常駐義務等の取扱いについて、下記のとおりとします。				
1. 一時中止期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで				
2. 免除対象者及び措置案				
役職名	氏名	措置内容	備考	
現場代理人	〇〇 〇〇	常駐義務の免除		
〇〇技術者	〇〇 〇〇	専任義務の免除		
3. 免除の条件（案）				
・上記「1. 一時中止期間」中は、当該工事現場への常駐義務を免除します。 ・免除期間中は、対象者を他の業務または他の工事に従事させて差し支えない。 ただし、現場代理人について、他の工事の現場代理人や技術者等を兼任することはできません。 また、技術者等について、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（当該工事の専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る）の専任の技術者等として従事することができます。 ・発注者からの連絡調整依頼、緊急時の対応、最低限必要な現場の維持管理（巡回点検等）等については、基本計画書に記載すること。 ・工事再開の通知を行った際には、速やかに現場常駐（または専任）できる体制を確保すること。				
4. 増加費用の取扱い（案）				
・本措置（常駐免除等）に伴う増加費用（対象者の給与手当等）については、工事一時中止等に係るガイドラインに基づき、積算対象外とします。				

9 参考資料

■給料手当計上等に関するQ & A（案）

令和7年12月

	Q	A
1	工事一時中止中の現場代理人、技術者等の従業員給料手当は、どのような場合に設計変更で計上できるのか？	受注者に責がなく、発注者の指示等による中止で、現場代理人や技術者等が発注者の指示または契約上の義務により拘束されている場合は、受発注者協議により、従業員給料手当を設計変更で計上することが可能です。
2	現場パトロールや現場確認を行う場合、給料手当は1日単位で計上する必要があるか？	短時間の稼働であれば、実働時間に応じて時間按分で計上するのが適切です。ただし、発注者から待機を指示され他業務に従事できない場合等は、日単位で計上することも可能です。
3	技術者が専任の場合の扱いは？	発注者の指示で拘束され、他業務に従事できない場合は、受発注者協議により、従業員給料手当を設計変更で計上することが可能です。
4	発注者からの拘束が無いのに、受注者が「再開時期が不明で拘束されている」と主張した場合は？	拘束の有無は発注者の指示・依頼または契約上の義務によって判断します。発注者が拘束していない場合は、受注者の判断による待機であり、給料手当は計上できません。
5	中止期間中の給料手当を請求する際に必要な資料は？	発注者の指示記録、勤務日報、メール、協議記録等を添付して拘束実態を証明する必要があります。